

令和4年度あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あきる野商工会（以下「商工会」という。）管内の住民が所有する住宅の修繕、改築、外まわり工事等による住宅長寿命化並びに、「新しい生活様式」に向けた住環境機能向上やコロナ禍における商工会会員事業者の振興を図るため、商工会管内の住民が商工会会員である施工業者によって行う改修工事等に要する経費の一部を助成するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己または家族が所有し、かつ、自己または家族の居住に用いる住宅をいう。
- (2) 併用住宅 一の建物内に個人住宅及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分がある住宅をいう。
- (3) 集合住宅 一の建物内に複数の個人住宅が集合している住宅をいう。
- (4) 改修工事等 住宅本体の修繕・改築、外壁修繕・塗り替え、省エネ設備機器導入、外まわり工事全般等による住環境機能の維持・向上等を目的とした工事・設備導入等に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備への取り組みや居住空間の快適さを高める改修工事及び自然災害対策改修工事をいう。（ただし、一般家電製品の購入が主となる契約を除く）
- (5) 施工業者 商工会会員事業者であり、改修工事等を行う事のできる事業者（あきる野市・檜原村に店舗等がない事業者、または、あきる野市・檜原村に本店登記（機能）がなく、地域の一般店舗に比べ規模の大きな事業者を除く）をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は施工業者によって行う、前条第1項から第3項に該当する管内の対象住宅の改修工事等のうち、その経費が10万円以上（消費税を除く）を要するもので、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 住宅本体の改修工事等
- (2) 自然災害対策に関する改修工事等
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備工事等
 - ・在宅ワークスペースを確保するための改修工事等
 - ・接触を低減するための改修工事等
 - ・衛生環境に配慮した改修工事等
 - ・換気に配慮した改修工事等
 - ・ガーデニングをするための花壇等の環境整備工事等（グリーンリフォーム工事）
- (4) その他、商工会が認める改修工事等

- 2 前項に規定する改修工事等の助成対象は、初めてこの要綱による助成を受けるものに限ることとする。

(助成金額等)

第4条 助成金の額は、改修工事等の見積額又は改修工事等完了後の支払額のいずれか少ない額(消費税を除く)の100分の5に相当する額で、10万円を上限額とする。この場合において、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

- 2 助成金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(助成対象者)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の資格は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成金の申請後に工事に着手する者
- (2) 申請日現在及び改修工事等完了後も、引き続きあきる野市又は檜原村に居住する個人
- (3) 納税義務者である場合の市区町村民税及び固定資産税については、申請日現在において滞納がないこと。
- (4) 商工会とは別にあきる野市又は檜原村が実施する助成金制度等を受けていないこと。

(交付申請)

第6条 申請者は、商工会が定める期間内に、あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、商工会に申請しなければならない。

- (1) 施工業者が発行した工事見積書または見積書の写し
- (2) 工事箇所の施工前の写真
- (3) 令和3年度分の市民税又は村民税及び固定資産税の納税証明書(市民税及び村民税は納税又は非課税証明書)。ただし、申請者が転入等のため、あきる野市民税又は檜原村民税の納税証明書の添付が出来ない場合は、転入前の市区町村における市民税等の納税又は非課税証明書及び今回申請する住宅の固定資産税の納税証明書とあきる野市又は檜原村の住民票を添付すること。
- (4) 助成対象事業が、ブロック塀の改修工事等に該当する場合は、施工業者の建築基準法適合工事証明書(様式第6号)
- (5) その他、必要に応じて商工会が求める書類

(交付対象者の決定)

第7条 商工会は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付対象決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(取り下げ)

第8条 申請者は、本助成金の交付申請後に申請の取り下げを希望する場合は、速やかに交付申請

取下げ届（様式第7号）を商工会に提出しなければならない。ただし、やむを得ず提出が困難な場合は、商工会の指示に従うものとする。

（改修工事等完了届）

第9条 第7条の規定により決定した交付対象者は改修工事等完了後、あきる野商工会住宅改修工事等助成金に係る工事完了届（様式第3号）に次の書類を添えて、令和4年2月28日又は商工会が指定する日までに、商工会へ提出しなければならない。

- （1）改修工事等完了後の支払領収書又は領収書の写し
- （2）工事箇所の施工中及び施工後の写真
- （3）その他、必要に応じて商工会が求める書類

（交付決定）

第10条 商工会は、前条の規定による工事完了届を受理した場合において、その内容を審査し適当と認めるときは速やかに助成金額を決定し、あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に交付決定の通知を行うものとする。

（交付請求）

第11条 交付決定を受けた者は、速やかにあきる野商工会住宅改修工事等助成金交付請求書（様式第4号）に振込口座の確認できる通帳等の写しを添えて、請求しなければならない。

（交付）

第12条 商工会は、前条の規定による請求を受けた場合は、速やかに助成金を交付する。

（交付決定の取消し）

第13条 商工会は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により申請や請求をしたとき。
- （2）その他、商工会の求める手続き及び指示に従わないとき。

（助成金の返還）

第14条 商工会は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工会が定める。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。